

○橋本主査 これにて國重徹君の質疑は終了いたしました。

次に、宮川伸君。

○宮川分科員 立憲民主党の宮川伸でございます。

今日は、新型コロナウイルス感染症対策に関して議論できればと思います。

まず最初に、お配りした紙の一ページ目を御覧いただきたいんですけども、これは科学の分野で有名なネイチャーという雑誌の記事です。ネイチャーズー〇イン二〇二〇ということで、ニュージーランドの首相のジャシンダ・アーダーン首相がこの十人に選ばれたということで、クライシスリーダーということで記事になっています。

これは、サイエンスをベースに、科学的な視点からコロナの感染対策に取り組んで、これによって感染を封じ込めて、国民の命、暮らしを守ったということで、科学の雑誌が評価をして、たたえているということでもあります。

私は、日本もしっかりと科学に基づいて対策を取っていく必要があるというふうに考えております。

そういった中で、今、我が党は、ゼロコロナ政策というのを提案をさせていただいています。これは、中途半端なウィズコロナの政策だとまた感染がぶり返してきてしまうかもしれない、感染を繰り返しているといつまでたっても立ち直れないということで、しっかり、まずは国民の命を守って、その間支援もしっかり、事業者さんに対する支援もしていくということでもあります。

こういった中で、経済を回していくために私が非常に重要だと感じているのは、重篤者を出さない、あるいはお亡くなりになる方を出さない、ここをしっかり手を打っていくということが私は極めて重要だというふうに考えております。

そこでちょっと御質問をまずしたいんですけども、このコロナで今までにお亡くなりになってしまった方の数、そして第三波、十二月以降においてお亡くなりになってしまった数を教えていただけますでしょうか。

○正林政府参考人 お答えします。

昨日二月二十五日までの新型コロナウイルスの死亡者の累計は七千七百二十人と承知しています。また、令和二年十二月一日から昨日二月二十五日までの新型コロナウイルスの死亡者の累計は五千五百八十二人です。

○宮川分科員 多くの方が本当にお亡くなりになって、大変残念なことだと私は思っております。

今数字で、第一波、第二波がありました。この経験を生かして第三波を何としても抑えていかなきゃいけないわけですが、お亡くなりになった方の七割近くは、第三波でお亡くなりになっているということでもあります。

じゃ、この中で高齢者の方が何人で、その割合は何%でしょうか。

○正林政府参考人 お答えします。

令和三年二月二十四日十八時時点での新型コロナウイルスの死亡者の累計について、六十歳代以上は六千六百七十四人、七十歳代以上は六千四百四十二人です。同じ時点での新型コロナウイルスの死亡者における六十歳代以上の割合は九五・九%、七十歳代以上の割合は八八・三%です。

○宮川分科員 大臣、極めて高い割合で高齢者の方がお亡くなりになっているということでもあります。

これは、実は予想されていたことなわけであり、海外の事例等も見て。

それで、このお配りした資料の二枚目を御覧いただきたいんですが、本当は厚生労働省の方から統計的なデータをいただきましたかったんですが、ないということだったので、これはマスコミのデータであります。これは、高齢者施設や病院でのお亡くなりになっている方々が、一気に、一月、二月、跳ね上がっているわけであり、クラスター感染が起こって、そういった中からお亡くなりになっている方が出ているというふうに私は認識をしております。

ですから、こういうクラスターが起これないように、こういった高齢者のところを守っていかなきゃいけないというふうに私は思いますが、第三波が起こる前、十一月、十二月、大臣はこういった認識をお持ちだったでしょうか。

○田村国務大臣 専門家の方々の御評価は、まず、歓楽街、飲食店、そういうところですね、接待を伴う飲食店。こういうところのクラスターが高齢者施設、病院等々に移って行ってクラスターを更に広げていく、こういうような御評価であります。

医療機関、病院、それから介護施設は、当然、高齢者、基礎疾患を持っている方々は多いわけで、当然のごとくこういうところは感染、クラスターが起こりますと重症化をすること、これはもう去年の四月、五月の経験で我々も十分に認識をいたしておりましたので、十一月の時点で、高齢者施設等々にはPCR検査等々をしっかりとやっていただくようにというふうな、こういう通知を何度も実は去年の九月から出させていただいておりますが、私も就任してすぐに出させてもらっております。確かにやっていただいたところもあるんですが、なかなかこれが徹底されない。

それで、今般、特に緊急事態宣言が出されているところ、緊急事態措置と言った方がいいかも分かりませんが、そのエリアに関して、都道府県に関しては、早急に実施計画を作ってもらいたい、そしてその上で三月中に検査を徹底してもらいたいと再度お願いをさせていただきまして、今その集計をしておる最中であり、

とにかく、介護施設等々がやはり一番危ないわけで、ある程度医療機関もクラスターが起こっておりますけれども、医療機関はある程度PCR検査をしております。介護施設がなかなかやっていないというところがございますので、これはこれからもしっかりと徹底をしてまいりたい、このように思っております。

○宮川分科員 今、厚労省としてはPCR検査をやるようにということだったけれども、うまくできなかったという御発言があったと思います。

何でうまくできなかったんでしょうか。

○田村国務大臣 なかなかできなかった理由は幾つもあるんだというふうに思います。

一つは、PCR検査となると、やはり保健所が中心になってまいります。保健所は感染が拡大してまいりますと業務が過多になってまいりますので、なかなか保健所等々とうまく連携が取れない。

でありますから、我々も、民間を使いながらやっていただき、ただし、出た場合には保健所には必ず御報告いただかなきゃなりませんから、そういうようなあらかじめの取決めといいますか、それをしていただきながらやっていただきたいでありますとか、いろいろなことをお願いしました。

確かに、十一月、二百施設、計四百施設ぐらいはやっていただいていると思うんですが、あまた施設はいっぱいありますから、全国に。そういう意味では、まだまだ我々が、特に感染拡大が進んでいる地域、ここは特にやっていただきたいというお願いをしてきたわけであり、なかなか進まなかつ

たという事例もあります。

また、場合によっては、もしそれで陽性者が出た場合に、介護従事者でありますから、マンパワーの問題も出てくるという御心配もあるのかも分かりません。

いずれにいたしましても、そういう御心配を一つ一つ我々としては解消させていただき、そういうようないろいろなアドバイスもさせていただきながら、これからも、特に感染が広がっている地域に関しては、これは介護施設は何としてもマストで検査をしていただきたいというお願いをさせていただきたいというふうに思っております。

○宮川分科員 この間ずっと私の選挙区内も見てきましたが、やはり不十分だったというふうに私は思います。

まず、三月三日の日に我々はPCR検査の強化法という議員立法を出させていただきましたが、横に置かれて何も審議されないままだということでもあります。

そして、ちょっとお配りした資料の三枚目を御覧いただきたいんですが、これは八月十一日の日に市民グループから当時の加藤厚労大臣に出された要望書、PCR検査の拡充を求める要望書というものでありますが、第一波のときに、本当に、高齢者施設だとか障害者の施設、千葉県では東庄町でかなりのクラスターが出たんですが、そこで苦労された方々が、PCR検査を受けさせてほしいと。自分が不安に思ったときにPCR検査が受けられない、そういった中でもし感染させてしまって利用者さんが命を落としてしまったら本当に責任重大だ、PCR検査を受けさせてほしい、こういった声が集まって、この要望書を厚労省の方に出しているんです。これは八月ですよ、大臣。八月に出しております。

そういった中で、なぜPCR検査が第三波に整わなかったのか。今るる大臣も説明をされていましたが、私はもっとこれはやれることがあったんじゃないかというふうに思います。これはこの後も少し議論したいですが。

そういった中で、もう一つ御理解していただきたいのが、結局、この一月のときにクラスターがいろいろなところで起こってきたわけですが、濃厚接触者の特定だとか、保健所がもういっぱいいっぱいになったので対応が遅れたわけですね。ですから、高齢者施設等が自分たちでPCR検査をもうやり始めていたわけですが、民間企業に。

例えばの例でいうと、利用者さんで陽性反応が出ただけけれども、ではその後どうすればいいかという連絡がなかなか来ない。だけれども、いろいろな人が不安に思うから、施設が独自で、自分のお金で払ってPCR検査を受けている、こういう例があるわけです。

これは、行政検査で本当はやれるはずのものが、きちっと徹底されていないから、もう間に合わないから、皆さんが自分で、自分たちのお金でPCR検査を受けている。これは遑ってしっかりとお金を戻してあげる必要が私はあると思いますが、大臣、どう思われますでしょうか。

○田村国務大臣 どういうような経緯でPCR検査したかということもつぶさに我々分かりませんが。

もう既に、十一月の時点だったと思います。我々も、介護施設の事業団体から、一人陽性者が出た、出たから検査をやりたいと言っても、都道府県、保健所等々がそれをやらせてもらえない、これはおかしいんじゃないかということで、一人でも出たら確実に全員検査をやってください、これは行政検査でやれます、もしそういうことをやれないのなら厚生労働省の方に言ってきていただければ、厚生労働省の方からもしっかりとそれはお伝えしますと。こういうこともやってきております。それぞれ、我々も、現場の皆様方からもお声を聞いて、いろいろな形で進めてきております。

本来ならば行政検査でやるべき話であったと思います。もう既にやったものに関して、それが遡及できるかどうか、ちょっと今私も、制度的に、それをつぶさに、ここで即答はできませんが。

いずれにいたしましても、本来は行政検査でやっていただかなきゃ困るということを我々は何度も何度もお願いをさせてきていただいたわけでありますが、残念ながらそれがまだ実現していないというのは我々の力不足かも知れません。再度、徹底をしてまいりたいというふうに考えております。

○宮川分科員 クラスターが出た事業者さん等、本当に事業をこれから続けていけるのか、風評被害もあって大変でありますので、行政側がきっちり徹底できなくて、本当はお金が出たのに出なかった、そういったケースに関して、是非ケアをしていただければと思います。

そういった中で、もう一つ大臣と議論したいのが、PCRのプール検査のことであります。

PCRのプールの検査法、なかなか日本はスタートしませんでした。御質問ですが、世界ではいつ頃から始まった例があるのか。日本はいつからPCRのプール検査が始まったんでしょうか。

○正林政府参考人 お答えします。

一度に複数の検体を検査するいわゆるプール検査について、諸外国における開始時期については必ずしも把握しておりませんが、令和二年五月に中国の武漢市において検査の取組の一つとして行われたということは承知しております。

我が国においては、令和三年一月十五日の第五十一回厚生科学審議会感染症部会において、プール検査の指針を作成及び公表すること、行政検査として実施することとその要件などについて御議論いただき、同月の二十二日に、医療機関、高齢者施設等において幅広く検査を実施する場合の検査法として、複数の検体を混合して同時にPCR検査等を実施する検体プール検査法を行政検査として新たに実施可能といたしました。

○宮川分科員 大臣、このお配りした資料の例えば四枚目、ちょっと時間がなくなってきているので飛ばしますが、四枚目をまず見ていただきたいです。これはまた先ほどのネイチャーの雑誌ですが、七月号で、既にこういうプール検査をやられているんですよということがサイエンスベースで言われているわけであります。

その後も、五、六、七と資料をつけておりますが、特に保坂区長を中心に、プール検査をやらせてほしいと。この七枚目は大臣の写真も載っていますが、私の選挙区の船橋市の松戸市長もプール検査をやらせてほしいと。これは第三波が起こる前に、プール検査でたくさん検査数を増やせるようにして命を守っていききたいという声がたくさんあったわけです。

大臣、何でできなかったんですか。世界ができていのに、こんなに日本は遅いんですか、大臣。

○田村国務大臣 私、去年の四月からプール検査をやれと言って、厚労省にはずっと言ってきたわけでありまして、四月頃から保坂さんと、プール検査は必要だよねというので、どうやっていくかという議論をしてまいりました。

大臣になって、更にそれを、何で進まないんだというので、再度、指示というかお願いをしたわけでありまして、最終的にここで書かれているとおり一月からという話なんですけれども。

内容的には、いろいろな専門家の方々の評価をお聞きすると、一つは、やはり感度、特異度が落ちる、これは確かだと思います。プール検査ですから、集めて集合検査をやるので、その分、感度と特異度が落ちる。

蓋然性の高いところでやると、結果的に何が起こるかというのと、取ったやつの中にいっぱい入ってい

ますから、何回か取ったら、もう一回それを事細かく全員やらなきゃいけないので二度手間になる、こういう御意見でありました。

ただ一方で、スクリーニング、蓋然性の低いところでスクリーニングをやる分にはいいじゃないかと。だって、みんなコロナにかかっているならば、それは確かにプール検査をやっちゃったら、全部また事細かくやらなきゃいけないですから、これは費用の問題もあるし、時間的问题もありますが。そんな、みんながみんなというところであれば、その中でプール検査をやって、一つのグループの中で見つければそれをやればいいわけですから、費用もかかりませんし。

それから、検査能力、これは船橋の市長さんも、船橋ではなかなか能力的にPCR検査も限界があるのでプールじゃなきゃできないんだ、だからプールをお願いしますというような、そういう御意見をいただきました。

そのとおりでありまして、限られたPCR検査の中で、うまくプール検査をスクリーニングで使っていくというのは、これは意味があるのではないかとということでありまして、今回、そういう評価をいただく中において、そういう使い方でプール検査を利用していこうというような決定になったわけでありまして。

遅くなったと言われればそうかも知れません。私も待ちに待って、今回やっとプール検査を認めていただいた。これをしっかり利用していただきたいというふうに思っております。

○宮川分科員 大臣がしっかりリーダーシップを取って指示をしてやらなきゃいけないと思います。私はやろうと思っていたんだという答弁では、私は足りないと思うんですけども。

これは、今日は時間がないので細かい話はしませんが、私が見ている限り、やり方に大きな問題があったと思います。もっと早くやれたと思います。そのプロセスの検証をしっかり大臣、やっていただきたい。

今、薄まってしまうという話がありましたが、濃縮方法、濃縮できないかどうか、一生懸命やっていただきたいです。技術的にできる可能性は十分あります。もしよく分からなければ、また後で説明に伺いますので、言っていただければと思います。

そういった中で、ちょっともう一つお話ししたいのが、保健所が非常にキーになっていたわけでありまして。特に、私も選挙区で、保健所で、夜間救急の部分が非常にきつという声が上がっていました。

先日の予算委員会で長妻昭議員と大臣が議論をされていますが、その中で長妻議員が話をされていたのを少し読みますと、私も、保健師さんとお話ししました、保健所へ行って。その方の話は、ちょっと泣いておられたんですけども、午前三時に携帯に電話がかかってきて、保健師さんが寝ているとき、それで、病院を探してほしいということで、約六十軒電話した、やっと朝の八時半に病院が見つかった、こういうケースがあると。保健師さんは昼間仕事しているのに、夜も救急対応をしなければいけない、何とかしなければいけないという話でありました。

私、一つ大臣に御提案をしたいのが、資料の十番目を見ていただきたいんですけども。

先ほど申したように、私の選挙区でもやはり保健所の夜間救急の対応がきつという声は聞いていました。そういった中で、私が今、熊谷モデルと呼んでいるんですけども、千葉市の熊谷市長が中心になってやっていることなんですけど、元々保健師さんは病院調整とかが必ずしも得意じゃないわけです。これは救急の方々が得意なわけで、消防の方が得意なわけです。ですから、消防の救急救命士の方々を、保健所に来ていただいて、その部分を担ってもらおう。

これは実際にやって、保健所もかなり楽になったし、救急の方も保健所の状態がどうなっているか分かったので、非常にスムーズに動き出しているというふうに熊谷市長はおっしゃっています。

私、こういうやり方もできるだけ全国に広めていった方がいいと思われませんが、大臣、この方法、熊谷モデル、どう思われますでしょうか。

○田村国務大臣 いろいろな自治体でいろいろなやり方があるんだというふうに思います。

保健所自体が本当に、ふだんの業務が、いろいろな業務がある中において、今回この新興感染症、こういうものの対応ということで大変な負荷がかかっている。

もちろん、全庁的に、保健所の職員だけじゃなくて他の部署からも応援に入ってくださいをお願いをしたりでありますとか、業務を委託できるものは委託していただきたいでありますとか、それから自治体間の協力、それから全国的に今 I H E A T というのを、これはもう三千名近くになってきたと思いますが、そういう応援体制も組んでいるんですが。

特に病院の調整、これに関しては、病院の確保もそうなんですけれども、元々は都道府県で本部をつくってくださいというお願いをしております。やっていたところとやっていないところがあって、それぞれ保健所がどうしてもその業務をやっていたところもあるんですけれども、本来は、やはり都道府県の中においてちゃんと対応ができるような体制を組んでいただく、その中に例えば今言われたようなメカニズムが入っているというのも一つも分かりません。

全体として保健所にそれぞれ任せてしまうと、どうしても言われるとおり業務が過度になって、結果、やれることとやれないことが出てまいりますので、しっかりとこれは全庁的な体制の下で病院の調整等々をやってください、そういう必要があろうというふうに考えております。

○宮川分科員 先ほどのPCR検査もそうですが、実際に第三波のときはできていないわけです。保健所も本当に苦しかった。この夜間救急のところ、本当に苦しかった。是非リーダーシップを持って、やろうと思ったけれどもできませんでしたというのではなくて、リーダーシップを持って、熊谷モデルという具体的なものも私は提案して、それほど難しい内容ではないわけですから、是非やっていただければというふうに思います。

そういう中で、保健所、保健師さん、人数が足りないということで、政府の方もこの人数を増やしていくという話が出ておりますが、やはり今回のコロナで社会の弱いところが見えてきた。そして、今特に職を失っている方々の多くが、非正規雇用の方々が職を失ってきているということが大きな問題になってきています。

それで、この前、予算委員会の公聴会で公述人の方が一つ述べられていました。ちょっと読むと、森前東京オリンピック・パラリンピック組織委員会会長の女性差別発言に端を発して、ジェンダーの視点から社会の在り方を見直す機運が高まっております。労働の分野を見たときにも、コロナ禍によって女性労働者、非正規労働者に最もその矛盾が集中しております。女性労働者、非正規労働者の実態を踏まえて改善に向けて実効ある施策を進めるなど、ジェンダーの視点から予算の在り方を見直すことが必要だと思っております。こういうように公述人の方、一人、お話をされております。

私、例としてハローワークの非正規雇用の方のことをちょっと大臣と議論をこの後したいと思っているわけですが。

ハローワークも、コロナで職を失った方がたくさんいらっしゃる。その相談をしている方々、これは非正規雇用の方々ですね、相談している方々が、何とか職をもう一度持ってもらいたい、必死に働い

て、新しい職が見つかるように頑張っていってほしいですね。頑張っていってほしいんだけど、その方々は一年契約なわけです。ちょうど今、解雇されるかもしれないという状況なわけです。

もう通達が来ているかもしれませんが、一週間くらい前に私のところに連絡があったときには、四月以降の契約がまだ継続されるかどうか分かりませんと。目の前で相談しているのに、自分自身の職が四月以降継続されるかどうか分かりません。お子さんもいて、もし四月以降職がなくなったら、どうやって生活すればいいか分からない。

そういう働き方って、大臣、正しいんでしょうか。どう思われますか。

○田村国務大臣 これは行政の仕組みでありまして、非正規国家公務員、厚生労働省もそうでありまして、どうしても予算というものがあつた程度決まらなかつた、それに依つて採用人数というものを決めていくわけでありまして。

本当からいふと予算が通つてからじゃなければ野党の皆様には怒られるのかも分かりません。しかし、それでは、今言われたとおり、もう四月、割り込んでしまいますので、十二月、予算編成等々ある程度決まつた時点で、それぞれの省の採用枠というものをしっかりと確認した上で、四月から変わりますから、一か月以上前には何とかお示しをしていくという努力をさせていただいております。

国の制度、予算制度、単年度主義、こういうところが根源なのかも知れませんが、残念ながら、今のところこの制度が変わるわけではございませんので、野党の皆様方にはどうかお許しをいただき、本当は予算が通つてからなんですけれども、その前に、予算編成が決まつた時点で、そのような形で、あらかじめ次に向かつての、雇用に向かつての見込みを出させていただくということで、お許しをいただきたいというふうに思います。

○宮川分科員 大臣、今のお話ですけれども、もう一度。私の質問は単年度で、まず、大臣、もう一度。ハローワークの相談員の仕事というのは重要な仕事だと大臣は思われておりますか。

○田村国務大臣 そうなんです、単年度主義でございます、非正規というのは要するに単年度で雇い入れているわけでございますので、それを複数年度というわけにはなかなかいかないということは御理解をいただきたいというふうに思います。

○宮川分科員 ちょっと、重要な仕事だと、エッセンシャルワーカーというか、社会にとって重要な仕事だと、大臣、思われているんですか。

○田村国務大臣 重要なのは非常に重要だと思つておりますし、だからこそ、厚生労働省として、非正規とはいえ、ハローワークで御活躍をいただいている皆様方には、我々敬意を持って接させていただいております。

○宮川分科員 重要な方なのに、四月以降仕事が続けられるかどうか、一か月前、二月のときにも仕事が続けられるかどうか分からない。こういう状況は、いろいろ何かおっしゃられていますけれども、こういう状況は正しい状況だと思つたかどうかということを答えていただけませんか。正しい状況ですか、こういう状況は。

○田村国務大臣 何というんでしょう、そういう方々の働く重さに依つてどうかという話とは別に、国の制度として、予算の制度として、非正規の方々に対してはそういうような対応にならざるを得ない。これは多分国だけではないんだと思つても、それぞれ行政というものはそういう流れの中で、それぞれ予算を決めた上で契約を結んでおるといふことでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○宮川分科員 このハローワークで働く方々は、ちょっと私、資料を置いてきてしまったんですが、この前、厚労省に陳情で要望書を出されています。本当にきついという声を上げています。

もう一度、大臣、答えてください。重要な仕事をやられている方が、四月以降仕事があるかないか、二月中旬になっても判断がつかない、分からない。こういう働き方というのは正しい働き方なんですか、大臣。

○田村国務大臣 ハローワークの皆様方だけではなくて、厚生労働省、いろいろな形で、非正規の方々はおられます。みんな、私といたしましては、大変重い仕事を担っていただいておりますというふうに思っております。

しかしながら、正しいか正しくないかというような根源的な話というよりは、制度的にそういう制度になっておるものでありますから、それは、国の単年度主義でありますとか、そういうものを変えないことにはなかなか改まっていかないということは、どうか御理解をいただきたいと思っております。

ただ、本当に重い仕事を厚生労働省の下で、非正規の中で担っていただいております皆様方には、改めて感謝と敬意を申し上げたいと思っております。

○宮川分科員 この十一枚目の資料を御覧いただければと思います。これも何度か委員会でも取り上げられていると思いますが、まず、この非正規雇用の方々に、一万人ぐらい、毎年毎年、十年近く毎年雇われている。この雇用の変動の部分が非正規雇用なわけではないということ。この下は厚労省自体が出されているものですが、諸外国と比べても、一人当たりの担当している人数というのが非常に多いということでもあります。

私は、先ほどからルールがルールがおっしゃっていますが、ルールを考えていくのが大臣なわけじゃないですか。基本的に、こういう働き方がおかしいとかどうかという大本の考え方の下にルールを考えていく必要があると思っております。

この前の公述人が、もう一人、発言をされています。こういう公務の中で非正規でいる人たちがこうした法律のはざまにいて苦しんでいるということは実態としてありますので、こうした問題に取り組んでいかなければいけないと思っておりますと公述人もおっしゃっているわけです。

大臣、しっかり取り組んでいけませんでしょうか、この問題。

○田村国務大臣 制度上、厚生労働省として取り組むということはなかなか難しいんだと思います。根源的な問題でありますので、そこは、大きな問題意識があるということは私も理解いたしておりますけれども、総定員が決まっている中において、それに合わない中において、どうしても非正規で仕事を担っていただかなければならないという雇用形態がこの国家公務員の中にはあるということ。これは、大きな課題であろうと思っておりますけれども、なかなか厚生労働省だけでは解決できないということは御理解をいただきたいというふうに思います。

○宮川分科員 今日、このほか、ゲノムシーケンス解析に基づいたコロナの対策とか、幾つかサイエンススペースの話をしたかったんですが、ちょっと時間がなくなりましたので終わりにしますけれども、是非、科学に基づいて国民の命と暮らしが守れるように、一緒に頑張っていければと思います。

今日はどうもありがとうございました。

○橋本主査 これにて宮川伸君の質疑は終了いたしました。

次に、山川百合子君。